



# 茨城県報

第 1 7 1 4 号

平成17年10月13日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県漁港管理規則の一部を改正する規則 (水産振興課) ..... 1

### 告 示

青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) ..... 4

一般廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) ..... 4

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) ..... 5

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき知事が指定する指定地方公共機関の一部改正 (危機管理室) ..... 6

平成17年度茨城県准看護師試験の実施 (厚生指導課) ..... 6

介護機関の指定 (厚生指導課) ..... 11

医療機関及び施術機関の指定, 変更及び廃止 (厚生指導課) ..... 11

大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) ..... 13

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) ..... 14

登録票の書換え (林政課) ..... 15

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課) ..... 16

茨城県漁港管理条例第11条の2第1項第2号に規定する施設の指定の一部改正 (水産振興課) ..... 16

道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 18

土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) ..... 18

### ( 公 安 委 員 会 )

少年指導委員の活動区域の変更 ..... 19

### 公 告

指定施設使用者の公募 (水産振興課) ..... 20

公共測量の実施 (用地課) ..... 22

開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課) ..... 22

道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) ..... 23

## 規 則

茨城県規則第103号

茨城県漁港管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県漁港管理規則の一部を改正する規則

茨城県漁港管理規則（昭和36年茨城県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「様式第14号」を「国内航海に従事する船舶にあつては様式第14号により、国際航海に従事する船舶にあつては様式第15号」に改める。

様式第15号から様式第18号までを次のように改める。

様式第15号 (第9条第2項)

入 出 港 届  
GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称, 種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港 / 出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時 / 出発日時 Date-time of arrival/departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地 / 次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港, 登録年月日 及び船舶番号 Certificate of registry (Port, Date ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置 (停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目 (寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数 (船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 Attached document (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List		
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

(注) 1 の付されている項目については, 記入不要。  
 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し, 直ちに出发する意図を有する船舶については, 8. 欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。  
 3 24. 欄には, 内航船舶に該当する場合のみチェックを付すること。  
 Note 1 It is not necessary to fill in the item marked " ”.  
 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick of injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8".

様式第16号から様式第18号まで 削除

付 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

## 告 示

茨城県告示第1191号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 2 2 9	映画	和服のノーパン熟女 裾から匂う毛	新 日 本 映 像
2 2 3 0	映画	新日本映像ニュース 和服のノーパン熟女 裾から匂う毛	新 日 本 映 像
2 2 3 1	映画	復讐者に憐れみを	ライフタウンカンパニー
2 2 3 2	映画	美しき覚醒	オ ー ピ ー 映 画
2 2 3 3	映画	襦袢を濡らす蛇 - SM開華編 -	オ ー ピ ー 映 画
2 2 3 4	映画	人妻を濡らす蛇 - SM至極編 -	オ ー ピ ー 映 画
2 2 3 5	映画	ジャングル・ジュース	エ ス ピ ー オ ー
2 2 3 6	映画	義母かあさんと半熟息子	新 日 本 映 像
2 2 3 7	映画	新日本映像ニュース 義母かあさんと半熟息子	新 日 本 映 像
2 3 0 4	映画	わいせつステージ 何度もつつこんで	新 東 宝 映 画
2 3 0 5	映画	欲情ヒッチハイク 求めた人妻	オ ー ピ ー 映 画
2 3 0 6	映画	セクシー剣法 一本ぶちこむ	新 東 宝 映 画
2 3 0 7	映画	サイコレイブ - もう...やめないで。 -	新 日 本 映 像
2 3 0 8	映画	新日本映像ニュース サイコレイブ - もう...やめないで。 -	新 日 本 映 像
2 3 0 9	映画	老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新 日 本 映 像
2 3 1 0	映画	新日本映像ニュース 老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新 日 本 映 像

茨城県告示第1192号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第8条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	有限会社 新栄商事 代表取締役 桜井 勇 茨城県下妻市大木1252番地3
一般廃棄物処理施設の設置の場所	下妻市大字大木字上原1266番地 他9筆

一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設 (焼却)
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	木くず, 紙くず, 廃プラスチック類, 動植物性残渣, 繊維くず, ゴムくず, 廃油, 動植物性固形不要物
申請年月日	平成17年 8月31日
関係書類の縦覧場所	・茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町978番 6 ・下妻市市民部環境保全課 下妻市本城町 2-22
縦覧期間	平成17年10月12日から平成17年11月11日まで
縦覧時間	午前 9時から午後 5時まで

## 2 意見書の提出等

該当一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

平成17年11月25日

### (2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町978番 6

### (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 一般廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

~~~~~

## 茨城県告示第1193号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

|                                |                                                                |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 有限会社 新栄商事 代表取締役 桜井 勇<br>茨城県下妻市大木1252番地 3                       |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 下妻市大字大木字上原1266番地 他 9筆                                          |
| 産業廃棄物処理施設の種類                   | 焼却施設                                                           |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類      | 木くず, 紙くず, 廃プラスチック類, 動植物性残渣, 繊維くず, ゴムくず, 廃油, 動植物性固形不要物          |
| 申請年月日                          | 平成17年 8月31日                                                    |
| 関係書類の縦覧場所                      | ・茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>・下妻市市民部環境保全課<br>下妻市本城町 2-22 |

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 縦覧期間 | 平成17年10月12日から平成17年11月11日まで |
| 縦覧時間 | 午前9時から午後5時まで               |

## 2 意見書の提出等

該当産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

平成17年11月25日

### (2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課  
水戸市笠原町978番6

### (3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ウ 産業廃棄物処理施設の種類
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第1194号

平成17年6月16日茨城県告示第792号で告示した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定により知事が指定する指定地方公共機関の一部を次のように改正する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

第23項を第24項とし、第20項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第19項の次に次の1項を加える。

## 20 首都圏新都市鉄道株式会社

第21項を次のように改める。

## 21 日立電鉄交通サービス株式会社

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 茨城県告示第1195号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18号の規定により、平成17年度茨城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

平成17年度茨城県准看護師試験実施要綱

## 1 実施日時

- (1) 期日 平成18年2月26日(日)
- (2) 時間 午後1時から午後3時30分まで

## 2 試験場所

茨城大学共通教育棟 2 号館 水戸市文京 2 丁目 1 番 1 号

### 3 試験方法

筆記試験 (四肢択一)

### 4 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則 (昭和26年厚生省令第34号) 第23条に掲げる次の科目とする。

人体の仕組みと働き, 食生活と栄養, 薬物と看護, 疾病の成り立ち, 感染と予防, 看護と倫理, 患者の心理, 保健医療福祉の仕組み, 看護と法律, 基礎看護, 成人看護, 老年看護, 母子看護, 精神看護

### 5 受験資格

保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第22条により, 次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者 (平成18年 3 月に修業する見込みの者を含む。)
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い, 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (平成18年 3 月に卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 (平成18年 3 月に修業する見込みの者を含む。)
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 (平成18年 3 月に卒業する見込みの者を含む。)
- (5) 外国の看護師学校を卒業し, 又は外国において看護師免許を得た者で, 厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し, 又は外国において看護師免許を得た者のうち, (5)に該当しない者で, 厚生労働大臣の定める基準に従い, 都道府県知事が適当と認めたもの

### 6 提出書類

- (1) 受験願書 (様式第 1 号)
- (2) 写真 1 枚

出願前 6 か月以内に, 無帽, 無背景, 上半身を正面から撮影した縦 6 cm横 4 cmのもので, その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し, 准看護師試験受験願書に貼付すること。

なお, 写真照合にあたっては, 卒業若しくは在学している学校養成所において, その写真が受験者本人と相違ないことの証明を受けること。

- (3) 受験票 (様式第 2 号)
- (4) 受験資格を証明する書類

5 の受験資格(1)から(4)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の修業証明書 (修業見込証明書を含む) 又は卒業証明書 (卒業見込証明書を含む)

ただし, 修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては, 平成18年3月6日 (月) 午後5時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書のいずれかを提出すること。

なお, 修業判定証明書又は卒業判定証明書を提出したものにあっては, 平成18年3月8日 (水) 午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を必ず提出すること。提出のない場合は, 当該受験は無効となる。

5 の受験資格(5)又は(6)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し (原本を提示し, 写しを提出すること)

- (5) コンピュータ入力用紙 「准看護師試験受験願書データ」
- (6) 合格証書郵送用封筒 (葉書が入る大きさの封筒に送料分の切手を貼付)

### 7 受験手数料

6,900円に相当する茨城県収入証紙を受験願書に貼付のこと。(消印はしないこと)

## 8 受験願書の受付

### (1) 出願に関する書類を郵送する場合

期 間：平成18年1月6日(金)から平成18年1月13日(金)までの消印のあるもの

提出先：〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県保健福祉部厚生指導課人材育成グループ

### (2) 出願に関する書類を持参する場合

日 時：平成18年1月13日(金) 午前9時から午後4時まで

場 所：茨城県庁 11階 1108共用会議室 (水戸市笠原町978番 6)

## 9 受験票の交付

受験願書を受理後、受験資格等の内容審査のうえ、適当と認められる者については受験票を交付する。

## 10 合格発表

### (1) 平成18年3月13日(月) 午前10時から午後5時まで、茨城県庁11階1102共用会議室及び県内各保健所にて合格者の受験番号を掲示して発表する。

また、茨城県ホームページに掲載する。

合格発表の電話等による照会は一切応じない。

### (2) 合格発表後、合格者には合格証書を郵送する。

### (3) 試験結果の開示

開示内容

個人の科目別得点、総合得点

開示方法

合格発表後、平成18年4月12日(水)までの執務時間中、厚生指導課にて、受験票による確認のうえ、本人のみ閲覧することができる。

## 11 受験に関する問合せ先

茨城県保健福祉部厚生指導課人材育成グループ茨城県准看護師試験担当

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電 話 029 - 301 - 1111 (代表) 内線3149から3152

F A X 029 - 301 - 3179

(表)

様式第1号

受験番号 \*

平成17年度茨城県准看護師試験受験願書

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県准看護師試験を受験したいので関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

|              |        |
|--------------|--------|
| 本籍地<br>(国籍)  |        |
| 住 所          | 〒      |
| ふりがな<br>氏 名  | 男 女    |
| 生年月日         | 年 月 日生 |
| 学校又は<br>養成所名 |        |

|                    |
|--------------------|
| 写 真<br>(縦6cm×横4cm) |
| (カラー・白黒どちらでも可)     |

平成 年 月 日撮影  
本人と相違ないことを証明  
します。  
平成 年 月 日  
養成所名及び養成所長名・印

- 注) 1 \*印のところは記入しないでください。  
2 本籍は都道府県名を記入してください。  
3 氏名には、必ず「ふりがな」を記入してください。  
4 茨城県収入証紙は、裏面に貼付してください。

(裏)

茨城県収入証紙貼付欄 (6,900円)

(消印しないこと)

|     |                                 |                            |            |
|-----|---------------------------------|----------------------------|------------|
| 履 歴 | 一般(最終)学歴                        | 入学 年 月<br>卒業 年 月<br>(卒業見込) | 学 校        |
|     | 専 門 学 歴<br>(准看護養成所等)            | 入学 年 月<br>卒業 年 月<br>(卒業見込) | 学 校<br>養成所 |
| 書   | 上記のとおり相違ありません。<br>年 月 日<br>氏名 印 |                            |            |

(表)

様式第2号

平成17年度茨城県准看護師試験受験票

|          |   |      |    |
|----------|---|------|----|
| 受験番号     | * | 取扱者印 | *  |
| ふりがな氏名   |   |      | 男女 |
| 学校又は養成所名 |   |      |    |

\*印の欄には記入しないでください。

注意事項

- 1 試験期日 平成18年2月26日(日)  
午後1時から
- 2 試験場所 茨城大学共通教育棟2号館  
茨城県水戸市文京2丁目1番1号
- 3 受験者入室時刻 午後0時00分から
- 4 試験オリエンテーション 午後0時30分から
- 5 携帯品
  - ・受験票
  - ・筆記用具(HB鉛筆, プラスチック製消しゴム)
- 6 その他
  - ・受験者はすべて係員の指示に従うこと
  - ・ゴミ等は必ず持ち帰ること
  - 会場への車の乗り入れはできません。

(裏)

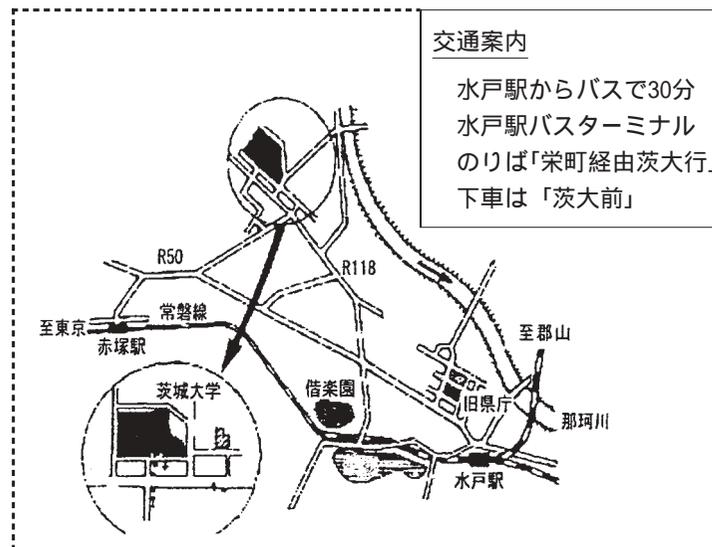
郵便はがき

50円切手  
をお貼り  
ください。



様

試験会場案内図



## 茨城県告示第1196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| コ ー ド<br>名 称                              | 所 在 地                                | サービスの種類                             | 開 設 者                   | 指 定<br>年月日     |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 0850480021<br>介護老人保健施設まぐら<br>がの郷          | 古河市東本町4 - 2 - 2                      | 通所リハビリテーション<br>短期入所療養介護<br>介護老人保健施設 | 医療法人 慈政<br>会            | 平成17年<br>9月7日  |
| 0870102357<br>ひばりサービス水戸セン<br>ター           | 水戸市住吉町68 - 1                         | 訪問介護                                | 株式会社クリ<br>スタル介護セン<br>ター | 平成17年<br>9月5日  |
| 0870301157<br>ひばりサービス土浦セン<br>ター           | 土浦市右朧2316 - 44 右<br>朧テナント1階          | 訪問介護                                | 株式会社クリ<br>スタル介護セン<br>ター | 平成17年<br>9月5日  |
| 087031256<br>ドリームパートナー指定<br>訪問介護事業所       | 土浦市西根西1 - 5 - 13                     | 訪問介護                                | 有限会社ドリ<br>ームパートナー       | 平成17年<br>10月1日 |
| 0871200234<br>脳神経外科ブレインピア<br>南太田「お迎えリハビリ」 | 常陸太田市谷河原町1183<br>- 1                 | 通所リハビリテーション                         | 脳神経外科ブレ<br>インピア南太田      | 平成17年<br>9月7日  |
| 0871700423<br>デイサービス介護のバナ<br>ナ            | 取手市上高井糠塚383 - 1                      | 通所介護                                | 株式会社プラ<br>テック           | 平成17年<br>9月6日  |
| 0872001243<br>指定通所介護事業所ほほ<br>えみ           | つくば市横町池下498 - 1                      | 通所介護                                | 有限会社ほほ<br>えみ            | 平成17年<br>8月26日 |
| 0872001250<br>指定居宅介護支援事業所<br>ほほえみ         | つくば市横町池下498 - 1                      | 居宅介護支援事業                            | 有限会社ほほ<br>えみ            | 平成17年<br>8月26日 |
| 0872600051<br>グループホーム榎子木                  | 那珂市戸崎508 - 3                         | 認知症対応型共同生活介護                        | 有限会社福祉未<br>来計画          | 平成17年<br>8月24日 |
| 0872600093<br>ショートステイひばりヶ<br>丘            | 那珂市菅谷528                             | 短期入所生活介護                            | 社会福祉法人<br>青燈会           | 平成17年<br>9月1日  |
| 0872600101<br>デイサービスセンターひ<br>ばりヶ丘         | 那珂市菅谷528                             | 通所介護                                | 社会福祉法人<br>青燈会           | 平成17年<br>10月1日 |
| 0873600753<br>株式会社エヌエスサー<br>ビス介護事業部       | 神栖市若松中央2 - 18                        | 訪問介護                                | 株式会社エヌ<br>エスサービス        | 平成17年<br>9月7日  |
| 0873700462<br>かすみウエルフェアサー<br>ビス           | 行方市矢幡1881 - 12                       | 福祉用具貸与                              | マツザキマテ<br>リアル株式会社       | 平成17年<br>9月5日  |
| 0870400306<br>寺島薬局株式会社介護事<br>業部古河営業所      | 古河市三杉町2 - 4 - 5<br>ドラッグてらしま古河三<br>杉店 | 居宅介護支援事業                            | 寺島薬局株式<br>会社            | 平成17年<br>9月1日  |

## 茨城県告示第1197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定、変更及び廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| コ<br>ー<br>ド<br>名<br>称             | 所<br>在<br>地                        | 診<br>療<br>科<br>目<br>等                                   | 開<br>設<br>者             | 指<br>定<br>等<br>年<br>月<br>日 | 区<br>分 |
|-----------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------|--------|
| 3520053<br>十王医院                   | 日立市十王町友部1584 - 1                   | 泌尿器科・耳鼻科・<br>内科・小児科・外科<br>・皮膚科                          | 藤井 照弘                   | 平成17年<br>6月9日              | 廃止     |
| 0211763<br>十王医院                   | 日立市十王町友部1584 - 1                   | 内科・外科・小児科<br>・皮膚科・泌尿器科<br>・耳鼻咽喉科                        | 藤井 亜砂美                  | 平成17年<br>6月10日             | 指定     |
| 1730874<br>取手セントラル歯科              | 取手市新町1 - 9 - 1 取手<br>とうきゅう7階       | 歯科, 小児歯科, 矯<br>正歯科, 歯科口腔外<br>科                          | 小柳 明                    | 平成17年<br>8月10日             | 廃止     |
| 1731039<br>取手セントラル歯科              | 取手市新町1 - 9 - 1                     | 歯科                                                      | 矢嶋 道夫                   | 平成17年<br>8月11日             | 指定     |
| 3631195<br>港南歯科                   | 神栖市知手中央2 - 7 - 29                  | 歯科・小児歯科                                                 | 鈴木 肇                    | 平成17年<br>7月31日             | 廃止     |
| 2930408<br>こうなん歯科                 | 神栖市知手中央3 - 8 - 2                   | 歯科・小児歯科                                                 | 鈴木 肇                    | 平成17年<br>8月1日              | 指定     |
| 0540314<br>石岡セントラル薬局              | 石岡市東石岡4 - 1 - 39                   | 調剤                                                      | 有限会社セント<br>ラルファーマシ<br>ー | 平成17年<br>7月31日             | 廃止     |
| 0540447<br>石岡セントラル薬局              | 石岡市東石岡4 - 1 - 39                   | 調剤                                                      | 有限会社セント<br>ラルファーマシ<br>ー | 平成17年<br>8月1日              | 指定     |
| 1710813<br>わかばクリニック               | 取手市中央町2 - 5 取手ボッ<br>クスビル5F         | 眼科                                                      | 崎元 卓                    | 平成17年<br>7月31日             | 廃止     |
| 1711126<br>わかばクリニック               | 取手市中央町2 - 5 取手ボッ<br>クスビル5F         | 眼科                                                      | 新田 浩之                   | 平成17年<br>8月1日              | 指定     |
| 4310801<br>医療法人みつなみ会三和<br>記念クリニック | 古河市東山田4187 - 2                     | 内科・消化器科・外<br>科・整形外科・皮膚<br>科・肛門科・リハビ<br>リテーション科・放<br>射線科 | 医療法人みつな<br>み会           | 平成17年<br>7月1日              | 指定     |
| 4220117<br>柴医院                    | 結城郡石下町新石下146 - 3                   | 内科・小児科・放射<br>線科                                         | 柴 康三                    | 平成17年<br>9月20日             | 廃止     |
| 4210316<br>しば医院                   | 結城郡石下町本石下4772 - 4                  | 内科・小児科・胃腸<br>科                                          | 柴 康彦                    | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 0114132<br>城こどもクリニック              | 水戸市赤塚1 - 16エスコート<br>赤塚ウエスト棟A - 102 | 小児外科・小児科・<br>外科                                         | 城 一也                    | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 0133278<br>田崎歯科                   | 水戸市千波町236 - 3                      | 歯科・歯科口腔外科                                               | 本間 茂美                   | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 4110698<br>仁保内科医院                 | 真壁郡真壁町425                          | 内科・循環器科・小<br>児科                                         | 仁保 文平                   | 平成17年<br>9月21日             | 指定     |
| 1810357<br>緑野クリニック                | 坂東市杏掛字西村2526 - 1                   | 内科・小児科                                                  | 竹田 篤                    | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 2140881<br>あんず薬局                  | ひたちなか市津田東2 - 7 -<br>15             | 調剤                                                      | 株式会社おりー<br>ぶ            | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 0241418<br>ひまわり調剤薬局               | 日立市桜川町2 - 18 - 3                   | 調剤                                                      | 有限会社メディ<br>カルボックス       | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 4140483<br>さらさ調剤薬局                | 真壁郡真壁町大字真壁字新宿<br>町426 - 2          | 調剤                                                      | 武藤 由紀子                  | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 0142566<br>すずらん薬局赤塚店              | 水戸市赤塚1 - 16                        | 調剤                                                      | 有限会社アイン                 | 平成17年<br>8月29日             | 指定     |
| 0640486<br>ウエルシア薬局下館南店            | 筑西市花の前乙916                         | 調剤                                                      | 株式会社グリー<br>ンクロス・コア      | 平成17年<br>9月5日              | 指定     |

| コ ー ド<br>名 称          | 所 在 地             | 診 療 科 目 等 | 開 設 者           | 指 定 等<br>年 月 日 | 区 分 |
|-----------------------|-------------------|-----------|-----------------|----------------|-----|
| 4240267<br>あけぼの薬局上石下店 | 結城郡石下町本石下4804 - 2 | 調剤        | 有限会社サンメ<br>ディカル | 平成17年<br>8月30日 | 指定  |
| 786<br>大島 啓吾          | 結城市結城6100 - 16    | 柔道整復      |                 | 平成17年<br>9月27日 | 指定  |
| 2440109<br>ひまわり薬局守谷店  | 守谷市松並1630 - 3     | 調剤        | 株式会社 健栄         | 平成17年<br>6月30日 | 廃止  |
| 2440216<br>ひまわり薬局守谷店  | 守谷市松並1630 - 3     | 調剤        | クラフト株式会<br>社    | 平成17年<br>7月1日  | 指定  |
| 2440216<br>さくら薬局守谷店   | 守谷市松並1630 - 3     | 調剤        | クラフト株式会<br>社    | 平成17年<br>8月1日  | 変更  |

## 茨城県告示第1198号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ライトオン

代表取締役 藤 原 政 博

## (2) 住所

つくば市東新井37番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライトオン つくば本店

つくば市吾妻1丁目11番地

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所           | 代表者氏名   |
|-------------|---------------|---------|
| 株式会社ライトオン   | つくば市東新井37番地1号 | 藤 原 政 博 |

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年9月9日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,842㎡

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 144台

- イ 駐輪場の収容台数 53台  
 ウ 荷さばき施設の面積 231m<sup>2</sup>  
 エ 廃棄物等の保管施設の容量 20m<sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前10時  
 (閉店時刻) 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前9時～午後10時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
 1箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成17年9月28日

茨城県告示第1199号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアクラモチ谷和原小絹店  
 筑波郡谷和原村大字小絹字西蔵下925 - 3 外

(2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日  
 新設の届出(第5条第1項)  
 平成17年5月23日

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所         | 代表者氏名   |
|-------------|-------------|---------|
| 株式会社倉持薬局    | 坂東市沓掛1633番地 | 倉 持 行 夫 |

- ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年12月29日

- エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,741m<sup>2</sup>

- オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 94台
- (イ) 駐輪場の収容台数 52台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 88㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 27㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前10時
  - (閉店時刻) 午後9時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後9時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前4時～午前7時  
午後11時～翌午前3時

キ 届出年月日

平成17年4月28日

2 意見書提出者の意見の概要

| 事 項       | 意 見 の 概 要       | 理 由                                                                                                                                                          |
|-----------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活道路の安全確保 | 入口1の閉鎖又は既存道路の拡幅 | 車両の来店経路及び帰路経路について<br>1. 常総ふれあい道路水海道方面より入店する場合、右折禁止であれば手前信号より既存道路を通行して入口1より車両が増大する。<br>2. 常総ふれあい道路を守谷方面へと退店する場合、右折禁止であれば、入口1より既存道路を利用して退店することになり、車両の交通量が増大する。 |

茨城県告示第1200号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 区分  | 登録番号 | 登録年月日  | 住 所<br>(所在地)  | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名称) | 営業所又は工場 |       | 業 種          | 変更理由      |
|-----|------|--------|---------------|----------------|-------------|---------|-------|--------------|-----------|
|     |      |        |               |                |             | 所在地     | 名称    |              |           |
| 変更前 | 1047 | 16.8.1 | 久慈郡大子町小生瀬3848 | 大崎 喜助          | 大崎運送店       | 住所に同じ   | 商号に同じ | 素 材<br>生 産 業 | -         |
| 変更後 | 同上   | 同上     | 同 上           | 大崎 廣昭          | 同上          | 同上      | 同上    | 同上           | 代表者<br>変更 |

## 茨城県告示第1201号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

平成13年9月25日付け茨城県告示第1024号



## 茨城県告示第1202号

平成16年10月14日茨城県告示第1420号で告示した茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）第11条の2第1項第2号に規定する施設の指定の一部を次のように改正する。

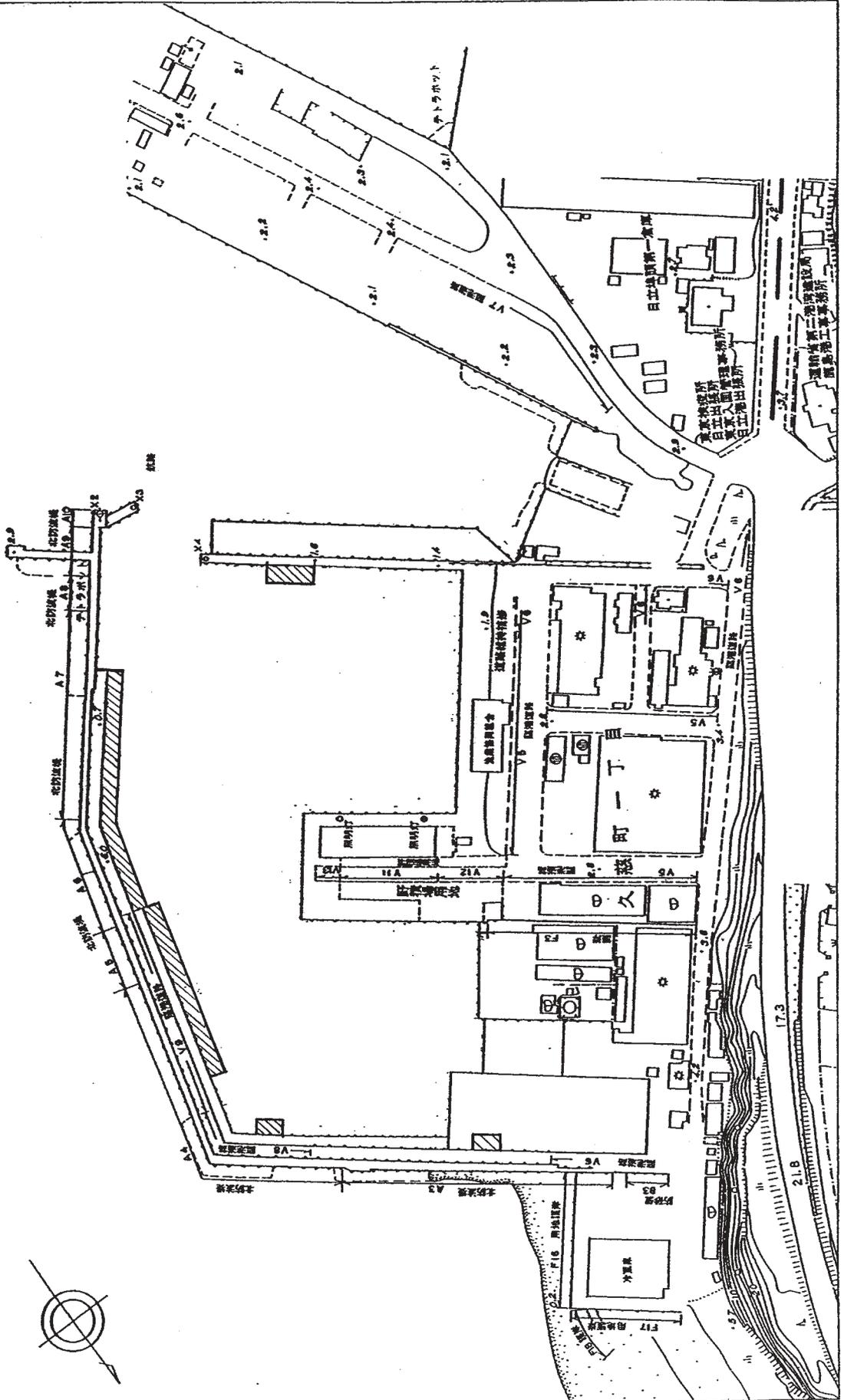
平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

別図2を次のように改める。

別図2(久慈漁港)

指定する区域



## 茨城県告示第1203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年10月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗友部線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                             | 旧新の別    | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|-----------------------------------------------------------------|---------|---------|------|------|
| 西茨城郡友部町大字長兎路字古明神<br>500番1地先から<br>西茨城郡友部町大字長兎路字岱長兎路<br>708番1地先まで | (A)     | メートル    | メートル | 205  |
|                                                                 |         | 最大 12.6 |      |      |
|                                                                 | 旧 (B)   | 最小 5.2  |      | 200  |
|                                                                 |         | 最大 26.0 |      |      |
| 新 (B)                                                           | 最小 11.0 |         | 200  | 旧道移管 |
|                                                                 | 最大 26.0 |         |      |      |

## 茨城県告示第1204号

坂東市鶴戸439番地3に事務所を置く鶴戸沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年10月13日

茨城県境土地改良事務所長 伊 藤 幸 平

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 監 事 | 篠 崎 幸 次 | 坂東市寺久566番地1      |
| "   | 倉 持 利 男 | 猿島郡境町大字若林2833番地3 |
| "   | 塚 原 敬 一 | 坂東市生子341番地       |
| "   | ■ 橋 昭 雄 | " 岩井4410番地1      |
| "   | 間 中 幸 雄 | " 長須4615番地       |
| "   | 宇 賀 恒 夫 | " 長谷2301番地1      |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所            |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 滝 本 武 男 | 坂東市長谷225番地     |
| 監 事 | 間 中 幸 雄 | " 長須4615番地     |
| "   | ■ 橋 昭 雄 | " 岩井4410番地1    |
| "   | 小 島 信 雄 | " 長谷2705番地4    |
| "   | 倉 持 ■ 雄 | 猿島郡境町大字若林600番地 |

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| 職 名 | 氏 名     | 住 所            |
| 監 事 | 倉 持 行 雄 | 坂東市上出島1008番地 3 |
| ”   | 小久保 平   | ” 生子272番地 2    |

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会告示第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第 1 項の規定により委嘱した少年指導委員の活動区域を次のとおり変更したので、告示する。

平成17年10月13日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

氏 名	住 所	活 動 区 域		変 更 日
		変 更 前	変 更 後	
大 森 庸	潮来市牛堀116	麻生警察署管内	行方警察署管内	平成17年 9 月 2 日
兒 玉 雅 恵	潮来市牛堀356			
深 谷 英 久	潮来市大塚野 2 - 23 - 1			
山 口 敏 雄	潮来市牛堀11			
米 川 洋	潮来市潮来702			
大 野 宗 雄	行方市南571 - 5			
新 橋 勝	行方市矢幡486			
松 本 孝一郎	行方市井上2273			
山 中 日出夫	行方市羽生688			
大和田 治	行方市中根532			
岡 部 弘	行方市両宿35 - 1	境警察署管内	古河警察署管内	平成17年 9 月12日
江 連 和 彦	古河市山田683 - 3			
小 倉 直 也	古河市諸川2542			
鹿 嶋 漸	古河市仁連363 - 1			
中 島 弘 子	古河市東山田3674 - 4	真壁警察署管内	桜川警察署管内	平成17年10月 1 日
阿部田 玉 江	桜川市真壁町亀熊183 - 2			
泉 武	桜川市真壁町羽鳥1090			
細 谷 良 和	桜川市真壁町白井1314			
海老澤 稔	桜川市大国玉1874			
中 川 源 一	桜川市本木1529			
飯 沼 昭 司	桜川市猿田216			
又 村 元 彦	桜川市西飯岡396 - 3	笠間警察署管内		
渡 邊 忠	桜川市鎌田552			

~~~~~

---

## 公 告

---

### 指定施設使用者の公募

次のとおり、茨城県漁港管理条例第11条の2第1項第2号の規定に基づき知事が指定する施設（久慈漁港）を使用しようとする者を公募する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 許可内容

久慈漁港内において別図のとおり知事が指定する施設（水域）について、船舶の使用（係留）を許可する。

#### 2 許可対象船舶

漁船以外の船舶で、概ね次に示す大きさの船舶

（船長10m以内，線幅3.0m以内）

#### 3 許可船舶数の上限 4 隻

#### 4 許可申請手続き

船舶の使用者は茨城県漁港管理規則第7条の2第1項に規定する指定施設使用許可申請書（様式第10の3）に、次の書類を添付して持参又は郵送により提出してください。

- (1) 小型船舶登録事項通知書又は船籍票の写し
- (2) 船舶検査証書の写し
- (3) 誓約書
- (4) 使用者の住民票抄本
- (5) 使用者の小型船舶操縦士免許の写し
- (7) 損害賠償保険証券の写し（保険加入している場合）

#### 5 許可基準

許可予定隻数を上回る申請があった場合は、次の要件等を参考に審査します。

- (1) 損害賠償保険への加入状況
- (2) 施設使用者の住所

#### 6 提出期限 平成17年10月24日（月） 午後5時

#### 7 提出先

〒310 - 8555 水戸市笠原町978番 6

茨城県農林水産部水産振興課

T E L 029 - 301 - 4125（漁港グループ）

#### 8 申請用紙類

申請書及び誓約書の用紙は、水産振興課又は久慈浜丸小漁業協同組合の窓口に用意してあります。茨城県のホームページからダウンロードすることもできます。

#### 9 使用料

使用許可を受けた者は、知事の指定する期日までに、茨城県漁港管理条例別表第1に掲げる使用料を納付してください。



## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 日立市東滑川土地区画整理組合
- 2 作業の種類 公共測量（土地区画整理事業における街区・画地出来形確認測量）
- 3 作業期間 平成17年10月3日から平成18年2月4日まで
- 4 作業地域 茨城県日立市東滑川土地区画整理事業地内

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿嶋市大字宮津台199番19, 同番125, 同番126, 同番127, 同番128, 同番129
- 2 事業主の住所及び氏名  
大阪府大阪市中央区瓦町四丁目2番14号  
住金興産株式会社  
代表取締役 長 戸 貞 二

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神栖市知手字前野5074番20
- 2 事業主の住所及び氏名  
神栖市波崎字仲舎利5405  
菅 崎 靖 弘, 菅 崎 恵美子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神栖市筒井字大沼1422番198
- 2 事業主の住所及び氏名  
神栖市賀2148番28  
佐 藤 博 之

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
守谷市松並字大日1896番
- 2 事業主の住所及び氏名  
守谷市けやき台1丁目23番地6  
有限会社フジインフォメーション  
代表取締役 谷 貝 豊

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年10月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                          |                    | 道 路 の 位 置                | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|--------------------------------|--------------------|--------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                            | 住 所                |                          | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 341 号 | 平成17年 9月30日 | 有限会社<br>ビジョン<br>代表取締役<br>山口 俊雄 | 鹿島郡大洋村梶山<br>1983番地 | 鹿島郡銚田町大字大竹<br>字鎌付2328番 2 | メートル<br>6.20 | メートル<br>40.48 |



| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                                    |                       | 道 路 の 位 置                 | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|------------------------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                                      | 住 所                   |                           | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 343 号 | 平成17年 9月30日 | 株式会社<br>セントラル<br>エステート<br>代表取締役<br>木村喜久男 | 東茨城郡美野里町中<br>台164 - 2 | 鹿島郡大洋村大字上沢<br>字沢西原2075番13 | メートル<br>4.72 | メートル<br>34.95 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)